

大津市立南郷中学校いじめ防止基本方針

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。

はじめに

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「自主・自治・自立」（自ら考え、相談し、自分たちでつくる学校）、「凡事徹底」（あたりまえのことがあたりまえにできる規範意識と継続的な実行力）、「人・物・時間を大切に」（地域・保護者・学校で共通して育てる力）を掲げ、繊細な人権感覚の下、誠意と情熱を持ち、子どもと共に学び続ける教職員を目指し取り組んでいます。

しかし、いじめは被害生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含めた社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの生徒を救うために、教職員一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し「いじめ防止対策推進法平成 25 年法律第 71 号第 3 条」や「大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 2 条」に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図る。また、生徒が人権の意義や問題について、正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にする実践的な態度を身につけさせる。

「いじめ」の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに関する学校の基本理念

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) 生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けた行動の支援
- (3) 教員の指導力向上と組織対応の徹底
- (4) 保護者、地域、関係機関と連携した取り組みの推進

2 学校におけるいじめ防止等に関する取り組み

いじめ防止に関する取り組みについては、①未然防止②早期発見③対応の3つの観点から、具体的な取り組みを設定しています。

①いじめの未然防止

本校では、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、より良い人間関係を築けるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取り組みを進めます。また、教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情、人を思いやる心などを育みます。

さらに、生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権を共に大切に、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、生徒の自主・自治・自立の活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての生徒が安心して生活し、学習できる学級、学校づくりを推進します。については、上記のことに関して、本校では、次のような取り組みを重点的に進めます。

(1)子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
1	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	全校生徒を対象に、人との関わり方について考える活動を生徒会執行部が中心となって行う。
2	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	全校生徒にいじめ防止に関する取り組み目標を設定させ、学校に掲示する。

(2)子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
1	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	生徒会活動を中心として、あいさつ運動やいじめ問題に関する啓発活動を行い、全校生徒にいじめ問題を考えさせる教育を推進する。
2	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	外部講師による講演会を、1年生を対象に実施する。
3	相談することの大切さに関する啓発	教育相談アンケートや教育相談月間などを実施する。いつでもどこでも相談という意識をもって、全教職員が生徒の様子を丁寧に見る。
4	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	各学年の成長段階に合わせて、いじめ防止につながる心を豊かにする道徳の授業を実施する。
5	自他ともに認め合う人権教育の推進	学びあい活動に取り組み、自他ともに認めあう人権教育を推進する。
6	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	ユニバーサルデザインの考え方を授業に取り入れ、学びあいなども活用しながら、一人ひとりが認められ、わかりやすい授業を実施する。
7	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	生徒会活動や部活動、学校行事(体育大会、文化祭)等で、3年生を中心に学年を超えた活動に取り組んだり、他学年の様子を知る活動を取り入れたりする。

(3)教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
1	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	本校ホームページへの掲載や、学校運営協議会での承認を得る。
2	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	学校だよりなどを通じて、学校の取り組みや子ども支援コーディネーターの紹介等を行う。入学式後に新入生の保護者に対し、相談窓口があることなどを呼びかける。
3	いじめ対策に関する校内研修の実施	いじめの認知についての研修や事例研修を行う。いじめ対策委員会を定期に開催し、情報の共有を図る。
4	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	いじめ対策委員会を週1回定期に開催する。また、いじめ事案が発生したときには臨時にいじめ対策委員会を開催し、組織的に対応する。

(4)その他(学校独自の取り組み)

行動計画の具体的取組	取組目標
学校独自の取組	毎月1日と15日にあいさつ運動を行う。

②いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい、いじりを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく鋭い観察力を高める必要があります。

このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、速やかに関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、安心して相談できるよう、教職員は、「いつでも、どこでも相談」の姿勢で、日頃から積極的に生徒に声かけをするなどを心がけ、信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭とも連携するよう努めます。ついては上記のことに関して、本校では次のような取り組みを重点的に進めます。

(1)いじめに関する情報収集

No.	具体的な取り組み	目標
1	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	学校生活についてのアンケートを実施し、悩みを相談できるようにする。
2	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	各学期に教育相談月間(6月・10月・2月)を設定し、一人ひとりの悩みの把握や信頼関係の構築を図る。
3	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	朝と昼休みの校舎内の見回りや、休み時間の見回り及び下校指導を全教員で行う。
4	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	担任を中心として日頃から家庭との連携を図り、いじめの事案が発生したときには丁寧に状況や対応の経緯説明する。また、事後にも連絡を入れ、学校や家庭での様子を共有する。

(2)いじめに関する情報共有

No.	具体的な取り組み	目標
1	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	いじめの疑いがある事案が発生した時には、子ども支援コーディネーターに速やかに報告する。その後学年で共通理解をする。
2	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	いじめの疑いを発見したものによる情報や聞き取りシートをもとに子ども支援コーディネーターが速報を打つ。
3	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	定期的ないじめ対策委員会や職員会議において、学校内で発生したいじめ事案について情報共有を図る。また、生徒指導小中連絡会で情報の共有を図る。

③いじめへの対応

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた(もしくは受けたと思われる)生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーにつなぎます。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を整えます。

については上記のことに、本校では次のような取り組みを重点的に進めます。

(1)いじめの対応

No.	具体的な取り組み	目標
1	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	臨時のいじめ対策委員会を開催し、被害生徒の立場を最優先に考え対応を協議する。
2	いじめ事案の解決に向けた対応(被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等)	被害生徒の気持ちに寄り添い、丁寧な対応を行う。また、必要に応じてSC等の専門家と連携して支援する。加害生徒には、丁寧に状況の確認を行いつつ、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
3	インターネット上のいじめへの対応	その他のいじめ事案と同様に、被害生徒及び加害生徒への対応を行う。また、ネット上で拡散する可能性を考え、周囲の生徒への注意や指導を行う。
4	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	アンケートの内容や実施方法等を拡大いじめ対策委員会で協議し、被害生徒保護者の同意を得た上で実施する。また、アンケート結果の集計も拡大いじめ対策委員会でを行い、被害生徒保護者にも開示する。
5	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	いじめに関わるアンケートや、聞き取りシートなどについて、子ども支援コーディネーターがとりまとめ、学校で5年間保管する。
6	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	被害生徒保護者及び加害生徒保護者へ、丁寧に状況と対応の経緯を説明する。また、事後にも連絡を入れ、学校や家庭での様子を共有する。

(ア)被害生徒への支援

- ・「子どもを守る」「被害者が最優先」という立場で指導にあたる。
- ・被害生徒に安心感を与え、共感的な態度で話を聞き、問題点を明確にする。
- ・担任一人が抱え込まず、副担任、学年、学校全体で組織として対応する。

(イ)加害生徒に対する指導と支援

- ・正確な事実をもとに指導する。(いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どうした)
- ・行為が正当なものでないことを十分に悟らせる指導を行う。
- ・家庭環境や学校への不平不満が行動の背景にある場合があり、事情を聞く事は必要であるが、それらの行為は絶対に許されない行為であることを毅然たる態度で教える。
- ・人権を尊重することの大切さに気づかせ、本人が自ら反省する方向に導くように支援する。
- ・内容によっては、関係機関と連携し、厳しい処置を検討する。

(ウ)傍観者に対する指導と支援

- ・いじめの認識に加え、いじめを助長する雰囲気になかったかを確認する。
- ・傍観者の与える影響を踏まえ、当事者としての意識を持たせる。
- ・いじめに対する一人ひとりの思いを、学級・学年で共有する。
- ・一方的に人の心を傷つける行為は、決して許されないことを徹底して指導する。

3 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

①いじめ対策委員会の役割

- ア) いじめ防止等の取り組みの年間計画を作成すること。
- イ) いじめ防止等の取り組みについて、全ての教職員間で共通理解を図ること。
- ウ) いじめ防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行うこと
- エ) 生徒や保護者、地域に対して、いじめ防止等の取り組みについて情報発信する。
- オ) いじめの疑いに関する情報の収集や記録、共有を行うこと。
- カ) 情報の迅速な共有を図り、事実関係の聴取や支援・指導体制を判断すること。
- キ) 保護者との連携等の対応を行うこと。
- ク) いじめ防止等の取り組みの検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

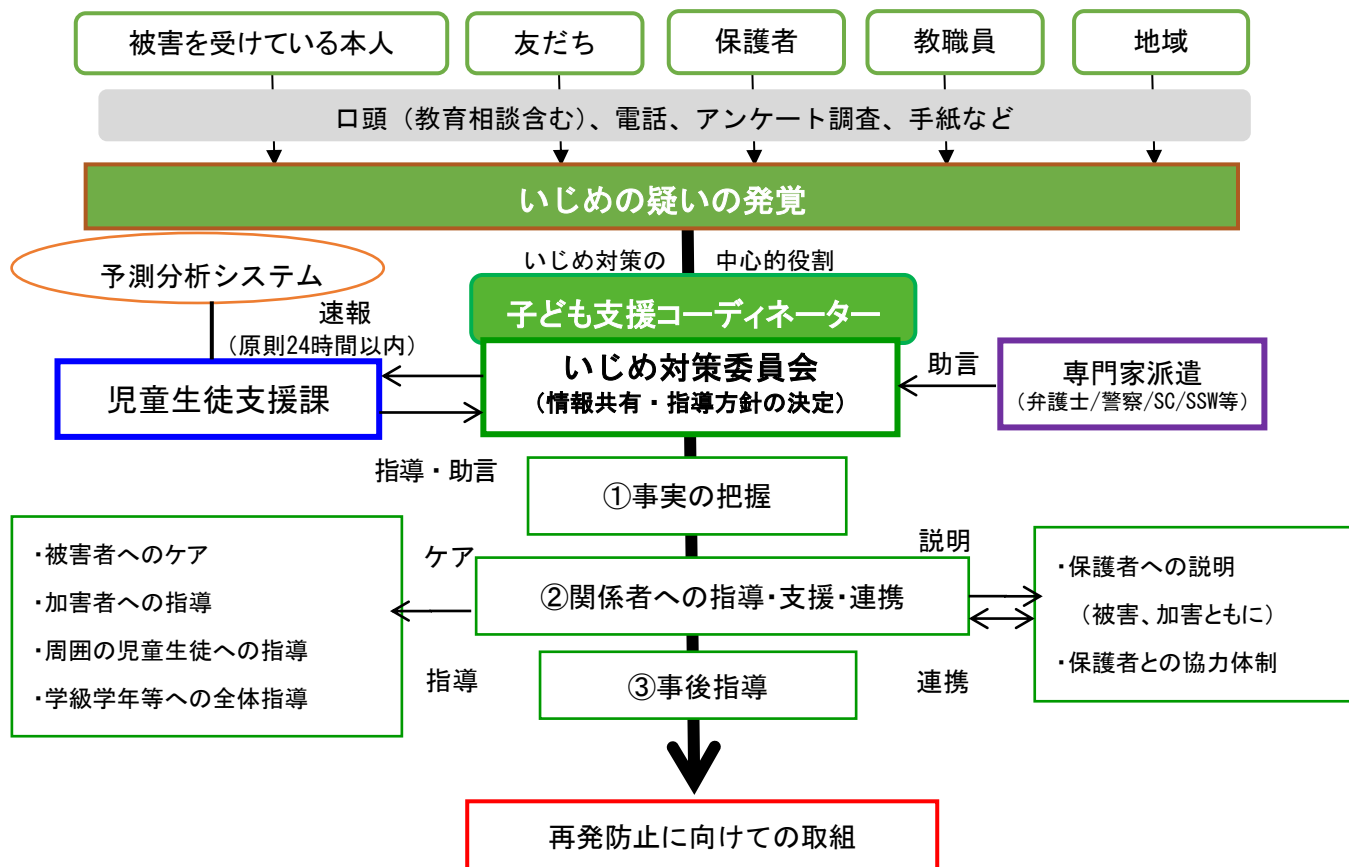
②いじめ対策委員会の構成員

管理職・教務主任・子ども支援コーディネーター・生徒指導主事・児童生徒支援加配(教育相談担当)・学年主任・学年生徒指導・養護教諭・担任とし、個々の事案に応じて、教職員や派遣されているスクールカウンセラーを追加します。また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議する。構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター等の学校教職員の他、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員などの学校関係者とします。※学校運営協議会と兼ねる。

③関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取り組みの実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、生徒会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④いじめ事案対応フロー図



4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実

績)を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況(活動実績)を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討します。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

② 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組み	備考
4	生徒指導研修(①・②・③) 個別懇談会(④) スマホ教室(①) 全校生徒を対象とした「いじめについて考える」授業の実施(①)	・教職員の共通理解
5	「教師のためのチェックリスト」(①・②) 生徒総会(①)	
6	いじめ防止啓発月間(①) 学校生活アンケート(②・③) 教育相談アンケート(①・②・③) 教育相談(②・③) 学校運営協議会(拡大いじめ対策委員会)(④)	・生徒会の取り組み
7	三者懇談会(④)	
8	いじめ問題に関する校区内研修会(①・②・③・④)	
9		
10	いじめ防止啓発月間(①) 学校生活アンケート(②・③) 教育相談アンケート(①・②・③) 教育相談(②・③)	・生徒会の取り組み
11	道徳授業参観(①・④)	
12	三者懇談会(④)	
1		・人権推進協議会、小中連携合同の取り組み
2	学校生活アンケート(②・③) 教育相談アンケート(①・②・③) 教育相談(②・③) 学校運営協議会(拡大いじめ対策委員会)(④)	
3		
年間を通じて	朝のあいさつ運動(①・②)	・生徒会(月2回)
	下駄箱、トイレチェック、廊下パトロール(①・②・③)	・毎日
	いじめ対策委員会(①・②・③・④)	・週1回(水)
	教育相談部会(①・②・③)	・週1回(木)

※いじめの未然防止に関すること…① いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③ いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④